

令和2年度第13回佐倉市農業委員会総会会議録

1 期日 令和3年3月9日（火）午後 2時30分開会

2 場所 佐倉市役所1号館6階第2会議室

3 出席委員（15名）

1番	林 重 孝	2番	羽根井 直 子
3番	鈴木 孝 徳	4番	三 須 健 行
5番	梅 澤 孝 雄	6番	三 門 増 雄
7番	江 川 昌 子	8番	長 澤 正 昭
9番	足 立 正 道	10番	山 崎 宏
11番	兼 坂 仁	12番	牛 玖 良 一
13番	眞 野 文 雄	14番	石 渡 文 久
15番	石 田 和 久（議長）		

4 欠席委員（0名）

5 議事日程

第1 会期の決定

第2 会議録署名人の選任

第3 議案審議

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 令和2年度第12次農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農地の賃借料情報の提供（案）について

議案第5号、令和3年度農作業雇用賃金等標準額（案）について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 檜 垣 幸 夫

主査補 飯 田 啓 市

主任主事 今 川 大 輔

◎開 会

午後 2時30分開議

◎諸般の報告

○事務局長

本日は、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、定刻となりましたので、ただ今より、令和2年度第13回農業委員会総会を開催させていただきます。

1都3県の緊急事態宣言が3月21日まで延長されたところでございますが、令和2年度最後の総会となることから、感染防止対策を充分行いまして、委員全員の出席による総会とさせていただきます。

本日の総会も新型コロナウイルス感染症予防対策としまして、マスク等の着用をお願いいたします。

まず一点ですが、お手元にお配りしております図面について、説明させていただきます。こちらは、議案第2号第7項及び第8項の■■地先の農地法第5条の申請案件の図面でございます。先月3月1日に事前現地調査会を行った際に、申請者に検討を依頼して修正した図面でございます。

それでは、諸般の報告をさせていただきます。次回の総会でございますが、4月8日(木)に開催を予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

◎開会の宣言

○議長 それでは会議を始めます。

只今の出席委員は15名で、佐倉市農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数以上に達しております。

よって、令和2年度第13回総会は成立いたしましたので、直ちに会議を開きます。

◎会期の決定

○議長 日程第1、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

———（異議なしの声あり）———

○議長 異議は、ないものと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎会議録署名人の選任

○議長 日程第2、会議録署名人の選任について議題といたします。お諮りいたします。会議録署名人の選任につきましては、議長から指名させて頂きたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

———（異議なしの声あり）———

○議長 異議は、ないものと認めます。

それでは、議長から指名いたします。

議席番号、4番「三須 健行委員」議席番号、5番「梅澤 孝雄委員」を、会議録署名人に指名いたします。

◎議案の上程

○議長 日程第3、議案を上程いたします。

本日の上程議案は、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号、令和2年度第12次農用地利用集積計画の決定について
議案第4号、農地の賃借料情報の提供（案）について
議案第5号、令和3年度農作業雇用賃金等標準額（案）について
以上、5議案でございます。

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局長

◎議案第1号の説明

○事務局長 議案につきまして、ご説明申し上げます。

総会議案の1ページ～2ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきましては、農地法第3条の規定による許可について審議を求めるものでございます。

表の第1項、第2項、第5項、第6項につきましては、権利者は自作地の近隣で耕作に便利のため、義務者は義務者から権利者への要望のため、売買により、所有権の移転をしようとするものです。表の第3項につきましては、権利者は自作地の隣接地で耕作に便利のため、義務者は権利者からの要望のため、売買により所有権の移転をしようとするものです。表の第4項につきましては、権利者は自作地の隣接地で耕作に便利のため、義務者は義務者から権利者への要望のため、売買により所有権の移転をしようとするものでございます。

その許可要件についてご説明申し上げます。

議案第1号の許可要件調査書をご覧ください。

全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件につきましては、調査書のとおりであり、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たすものと考えます。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第1号について事務局より説明がありましたが、第1項については、牛玖委員より調査報告をお願いいたします。

———（牛玖委員報告）———

○牛玖委員 議席番号12番牛玖です。議案第1号第1項の調査報告をいたします。

権利者の■■■■さんと義務者の■■■■さん、■■■さん親子は、親戚で、

■■■■さん親子は、相続により農地を取得し、農業者ではなく、耕作する事が出来ないのので、■■■■さんに、購入をお願いしたところ、自作地の近隣で耕作に便利のため購入する事となったそうです。

問題はないと思われますので、よろしくご審議の程お願いします。

○議長 ありがとうございます。それでは審議を行います。

何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。三門委員

○三門委員 議席番号6番三門です。申請地の田んぼの現況はどのようになっていますか。

○議長 牛玖委員

○牛玖委員 耕作されています。

○議長 三門委員、よろしいでしょうか。

○三門委員 はい。

○議長 他に何かありますか。ございませんか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします、議案第1号第1項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号第1項は、許可と決しました。

続きまして、第2項の実態調査については、三須委員より調査報告をお願いいたします。

———（三須委員報告）———

○三須委員 議席番号4番三須です。議案第1号第2項の調査報告をいたします。

義務者の、■■■■さんは、相続により農地を取得し、農業者ではありません。

権利者の■■■■さんに、購入してほしいと、お願いしたところ、自作地の近隣で耕作に便利のため購入する事となったそうです。

問題はないと思われますので、よろしくご審議の程お願いします。

○議長 ありがとうございます。それでは審議を行います。

何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。三門委員

○三門委員 議席番号6番、三門です。田んぼの現状はどうなっていますか。

○議長 三須委員

○三須委員 今回の購入される方ではないですが、■■■■さんが耕作しています。値段等の折り合いが合わなくて、購入しなかったらしいです。

○議長 三門委員、よろしいでしょうか。

○三門委員 はい。

○議長 他に何かありますか。よろしいでしょうか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします、議案第1号第2項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号第2項は、許可と決しました。

続きまして、第3項の実態調査については、眞野委員より調査報告をお願いいたします。

———（眞野委員報告）———

○眞野委員 議席番号13番眞野です。議案第1号第3項の調査報告をいたします。

第3項の申請地については、元々は、権利者の■■■■さんが所有し、耕作していた水田でございますが、6年程前に、事情があり、義務者の■■■■さんに購入をしてもらった土地でございます。

権利者の■■■さんが、義務者の■■■さんに、戻してほしい旨、相談したところ、折り合いがついたので、今回の申請となったそうです。

問題はないと思われますので、よろしくご審議の程お願いします。

○議長 ありがとうございます。それでは審議を行います。

何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします、議案第1号第3項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号第3項は、許可と決しました。

続きまして、第4項の実態調査については、石渡委員より調査報告をお願いいたします。

———（石渡委員報告）———

○石渡委員 議席番号14番石渡です。議案第1号第4項の調査報告をいたします。

義務者の■■■■■さん、■■■■■さん姉妹は、相続により農地を取得し、農業者ではありません。

近隣を耕作している、■■■■■さんに購入してほしいと、お願いしたところ、自作地の近隣で、耕作に便利なため、購入する事となったそうです。

問題はないと思われますので、よろしくご審議の程お願いします。

○議長 ありがとうございます。それでは審議を行います。

何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。三門委員

○三門委員 議席番号6番三門です。この土地は、荒れているのですか、耕作されているのですか。

○議長 石渡委員

○石渡委員 ■■さんが耕作しています。耕作放棄地ではありません。

○議長 三門委員、よろしいでしょうか。

○三門委員 はい。

○議長 他に何かありませんか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします、議案第1号第4項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。よって、議案第1号第4項は、許可と決しました。
続きまして、第5項の実態調査については、鈴木委員より調査報告をお願いいたします。

———（鈴木委員報告）———

○鈴木委員 議席番号3番鈴木です。議案第1号第5項の調査報告をいたします。
義務者の■■■■さんは、■■■の農業者であり、■■■の水田を中心に耕作しています。
申請地は、住まいから離れており、耕作するのに、大変なため、■■■の農業者で、近隣を耕作している、■■■さんに購入をしてもらう事となったそうです。
問題はないと思われますので、よろしくご審議の程お願いします。

○議長 ありがとうございます。それでは審議を行います。
何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします、議案第1号第5項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。よって、議案第1号第5項は、許可と決しました。
続きまして、第6項の実態調査については、江川委員より調査報告をお願いいたします。

———（江川委員報告）———

○江川委員 議席番号7番江川です。議案第1号第6項の調査報告をいたします。
義務者の、■■■■さんは、相続により、申請地を取得し、農業者ではなく、
元、農地利用最適化推進委員の■■■■さんに、申請地の購入者を、探してほしいと、
お願いしていたところ、申請地の隣接地を所有している、■■■■さん、自ら、購入して
くれる事となったそうです。
問題はないと思われますので、よろしくご審議の程お願いします。

○議長 ありがとうございます。それでは審議を行います。
何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします、議案第1号第6項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。よって、議案第1号第6項は、許可と決しました。
続きまして、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。
事務局の説明をお願いいたします。

———（事務局長説明）———

◎議案第2号の説明

○事務局長 議案につきまして、ご説明申し上げます。
議案の3ページ～4ページをお願いいたします。
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請につきましては、千葉県知事へ

計画としましては、小型車両39台、大型車両13台分を整備するものでございます。

雨水については、出入口を除く部分については、高さ3mの鋼板柵で囲み、敷地内は砕石敷とし、周辺への雨水の流失対策をするものでございます。

第7項～第8項につきましては、3月1日（月）に、石田会長、長澤委員、羽根井委員、石渡委員、今関推進委員、中村推進委員、事務局、申請人立ち合いのもと、現地調査会を実施しております。

また、この案件につきましては、3月16日（火）実施予定の、一般社団法人千葉県農業会議の、常設審議委員会案件となっております。

許可要件につきましては、議案第2号の許可要件調査書のとおりであり、許可要件を満たすものと考えます。

位置図等を添付してありますので、ご参照ください。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第2号について事務局より説明がありましたが、議案第2号第1項について、審議をいたします。

ただいま、議案第2号について事務局より説明がありましたが、議案第2号については、申請人を呼んであります。それでは第1項の申請人を入場させて下さい。

———（申請人着席）———

○議長 申請人の方は、ご苦労さまでございます。

自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。また、発言の際は、議長の許可を得てから、お願いいたします。

———（申請人説明）———

○申請人 申請者の■■■■■■■■の保育園用地の農地転用の申請の書類を作成しました、■■■と申します。よろしく申し上げます。

今回、保育園が新設されまして、園児が増えるので、増設するもので、たまたま隣接の地主から、保育園の方で使ってくれないかと話があり、新設により手狭になったので、アスレチック遊具を設置する場所とすることになりました。

以上でございます。

○議長 ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

———（申請人退席）———

○議長 申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。

議案第2号第1項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号第1項は、許可相当と決しました。

続きまして、第2項及び第3項の申請人を入場させてください。

———（申請人着席）———

○議長 申請人の方は、ご苦労さまでございます。

自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。また、発言の際は、議長の許可を得てから、お願いいたします。

———（申請人説明）———

○申請人 この度、■■■■■■■■様より依頼を受けました、■■■■■■■■と申します。よろしくをお願いします。

概要でございますが、現在、■■■の方に事業者がありまして、車両置場が手狭になっており、良い場所がないか、探していたところ、今回の場所が見つかり、車両置場用地といたく、申請するものでございます。以上でございます。

○議長 ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。眞野委員

○眞野委員 議席番号14番眞野です。この地域、転用が多く、畑が無くなってしまっているのではないかと、非常に残念ですが、まず入り口ですが、現在、畑となっておりますが、計画では砂利敷されるようですけど、裏の方にも道がありますが、そちらからも進入されるのですか

○議長 申請人

○申請人 全体的に砂利敷をして、平らにします。裏の方の道からは、進入いたしません。

○議長 眞野委員、よろしいでしょうか。

○眞野委員 はい。

○議長 他に何かございますか。眞野委員

○眞野委員 もう一点だけよろしいでしょうか。車両置場で間違えございませんか。

○議長 申請人

○申請人 間違えございません。

○議長 眞野委員よろしいでしょうか。

○眞野委員 はい。

○議長 他に何かございませんか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

———（申請人退席）———

○議長 申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。

議案第2号第2項及び第3項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号第2項及び第3項は、許可相当と決しました。

続きまして、第4項の申請人を入場させてください。

———（申請人着席）———

○議長 申請人の方は、ご苦労さまでございます。

自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。また、発言の際は、議長の許可を得てから、お願いいたします。

———（申請人説明）———

○申請人 ■■■■■■■■■■様の申請書類を作成いたしました。■■■■■■■■■の■■■と申します。よろしくお願ひいたします。

■■■■■さんが、現在資材置場として使用している場所が、手狭になっており、地主の方から、購入してほしいと相談があり、資材置場用地として、転用申請させていただきました。

○議長 ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願ひいたします。長澤委員

○長澤委員 議席番号7番長澤です。申請の内容を見ますと、陶芸用の資材と言う事で、木材ですが、この木材は、野ざらしでも大丈夫なのですか。建物を建てるとか、そのような計画はないのですか。

○議長 申請人

○申請人 加工する前の資材なので、大丈夫との事です。建造物は建てる予定はありません。

○議長 長澤委員

○長澤委員 陶芸用ですと、窯にくべる薪だと思うのですが、それでも大丈夫なんですか。

○議長 申請人

○申請人 加工する前、細かく切った物でなく、その前の物なので、大丈夫ということですか。

○議長 長澤委員、よろしいでしょうか。

○長澤委員 はい。

○議長 他に何かございませんか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

———（申請人退席）———

○議長 申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。

議案第2号第4項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号第4項は、許可相当と決しました。

続きまして、第5項については、梅澤委員より調査報告をお願いします。

———（梅澤委員報告）———

○梅澤委員 議席番号5番梅澤です。議案第2号第5項の調査報告をいたします。

権利者の■■■■さんと、義務者の■■■■さんは、親子です。

■■さんは親と一緒に同居しておりますが、将来、何かと都合の良い、実家の近隣に、分家住宅を建設するものでございます。

問題はないと思われますので、よろしくご審議の程お願いします。

○議長 ありがとうございました。

それでは審議を行います。

何か、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

議案第2号第5項について、許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

本案件は、転用に伴う所有権の移転による車両置場用地への転用許可申請であります。

申請地は、資材置場や車両置場が散在する小規模な農地である第2種農地となります。

転用申請となる農地は佐倉市■■■■■■■■■番外■筆5734.67㎡で、全体の整備面積は、山林、原野を含む7,234.67㎡でございます。

事業計画は、輸出用の小型車両39台、大型車両13台を駐車するために、敷地内を碎石敷にし、土砂や雨水が周囲に流失しないように、敷地の周囲を、鋼板柵で囲むものでございます。

許可要件については、先ほど事務局より説明がありましたが、調査書のとおり、許可基準である立地基準と、資力や信用、周辺農地への影響などの一般基準については適正でありました。

但し、次の事項について、お願いをいたしました。

1. カーブになる側の駐車配置については、見通しを良くするため、考慮する事。
2. 予定の出入口の位置が、横断歩道、交差点に近いので、位置の変更を検討する事。
3. 大雨の際、前面の道路が冠水しやすいので、敷地内で雨水が浸透するように、碎石の敷方、転圧について配慮する事。

4. 隣接地との境界が不鮮明な箇所があるので、境界を確認する事。

5. 周辺の土地に土や砂利が流失しないような対策を取る事。

以上5点について、対策を講じるように、お願いをいたしました。

尚、対策を考慮し、修正を加えた、土地利用計画図がお手元に配布されていますので、ご確認下さい。

このことから、調査会としては許可相当と判断いたしました。

以上、事前現地調査を実施いたしましたので、報告いたします。

○議長 ただいま、長澤委員より報告がありましたが、何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。林委員

○林委員 議席番号1番林です。■■■■■■■■■さんですか、国籍はどちらですか。最近、日本の国籍を持ってない方が、日本の土地をどんどん、買い占めています。それは、本来、本当にこのままで良いのかなという気がしておりますが、ここで、言うべき事ではないのでしょうか、農業委員会として、このような場合、規制をしていかないと、我々の土地が、何処の国か解らない人達に、買われてしまっていて、今は、規制がないので、このように認められてしまうのでしょうか、本来は、考える必要があるのではないかと、私は思うのですが

○議長 事務局長

○羽根井委員 議席番号9番羽根井です。■■■■号線から入る信号があるのですが、大変混むので、許可が出て、車の出入りについて、出来れば■■■■■から廻っていただきたいんです。■■■では、他の事業者さんにも、そのような要望を出していますので、よろしく願いいたします。

○議長 事務局長

○事務局長 その旨のお話があった事を、お伝えいたします。

○議長 羽根井委員、よろしいでしょうか。

○羽根井委員 はい。

○議長 他に何かございませんか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。
議案第2号第7項及び第8項について、許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。
よって、議案第2号第7項～第8項は、許可相当と決しました。
続きまして、議案第3号、令和2年度第12次農用地利用集積計画の決定についてでございます。
それでは、事務局の説明をお願いします。
事務局長。

———（事務局長説明）———

◎議案第3号

○事務局長 議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案の5ページをお願いいたします。

議案第3号 令和2年度第12次農用地利用集積計画の決定につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画を決定するにあ

たり、佐倉市長より農用地利用集積計画（案）の提出があったので、審議を求めるものでございます。

利用権の種類といたしましては、使用貸借権の設定、5件、8筆、地積13,843㎡、賃貸借権の設定、12件、31筆、45,006㎡でございます。

詳細でございますが、議案の6ページ～9ページをお願いいたします。

申請番号1番及び2番については、農業法人の経営再建のため、申請番号3～9番、11番～17番については農業経営規模拡大のため、申請番号10番については農業経営継続のため、期間は、2年～10年を設定しようとするものでございます。

いずれも利用権を設定する土地、設定内容の詳細など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

申請番号1番及び2番について、補足説明をさせていただきます。

総会議案書と一緒に、配布させていただいております、農地所有適格化法人再建の概要をご覧ください。

平成28年5月23日に開催された、農業委員会総会において、■■の水田を借り受け、農地所有適格化法人として新規参入した法人でございますが、経営がおもわしくなく、法人としては、2年程、休眠状態であり、■■■で、営農している、■■■■■さん、また、この法人で、農作業を行っていた、■■■■■さんに、役員を変更して、再建を図るものでございます。

説明は、以上でございます。

○議長 ただいま、議案第3号について事務局より説明がありましたが、何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。三門委員

○三門委員 議席番号6番三門です。代表者が変わることで、先行きの見通しがうまくいくという雰囲気はあるのでしょうか。

○議長 事務局長

○事務局長 今度の変更後の役員、取締役の方は、一人は■■■の方で、大きな面積を経営されている方でございます。ホームページとか見えますと、■■■■■とか、出てくるのですが、色々な経験をされて、適格化法人となった訳ですので、進んでいただきたいと、理解しております。

○議長 三門委員、よろしいでしょうか。

○三門委員 はい。

○議長 他に何かありますか。山崎委員

○山崎委員 議席番号8番山崎です。■■■の方に農地がありますが、現状はどのようになっていますか。

○議長 事務局長

○事務局長 ■■■の方で、前にお借りした分については、期間が経過しますので、それに伴いまして、前の賃貸借権は終了となります。

○議長 山崎委員、よろしいでしょうか。

○山崎委員 はい。

○議長 他に何かございませんか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。
議案第3号について、承認とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。
よって、議案第3号について、承認と決しました。
続きまして、議案第4号 農地の賃借料情報の提供（案）についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。
事務局長。

———（事務局説明）———

◎議案第4号の説明

○事務局長 議案についてご説明いたします。
議案の10ページ～11ページをお開きください。
議案第4号 農地の賃借料情報の提供（案）につきましては、農地法第52条の規定により農地の賃借料情報を公表することについて農業委員会の承認を求めるものでございます。

データにつきましては、令和2年1月～令和2年12月までに、農用地利用集積計画により利用権の設定がされた349筆の、農地の賃借料を元に作成しております。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第4号について事務局より説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。鈴木委員

○鈴木委員 議席番号3番鈴木です。利用権設定されたものの中には、例えば、水田でレンコンを栽培するとか、畑だと、既存のビニールハウスがあったり、平均より、高い金額設定されているものがあるんですけど、この中にも入っていますか。

○議長 事務局

○事務局 鈴木委員の言われるとおりのんですけど、他より高い金額のものは、ハウス等が建っており、それを含めて借りるため高かったり、水田でレンコン栽培をしたり、条件が変わってしまったりする場合ですので、それらも含まれております。

○議長 鈴木委員、よろしいでしょうか。

○鈴木委員 はい。

○議長 他にございますか。ございませんか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

議案第4号について、承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号は、承認と決しました。

続きまして、議案第5号、令和3年度農作業雇用賃金等標準額（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長。

———（事務局説明）———

◎議案第5号の説明

○事務局長 議案についてご説明いたします。

議案の12ページ～13ページをお開きください。

議案第5号 令和3年度農作業雇用賃金等標準額（案）につきましては、農作業の受委託を円滑にするため、農業委員会において雇用賃金等標準額を設定することについて承認を求めるものでございます。

データにつきましては、千葉県農業会議の直近の数値、令和3年度分を使用しております。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第5号について事務局より説明がありましたが、何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

最初に、議案第5号について、承認とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第5号について、承認と決しました。

以上をもちまして、本日ご提案をいたしました議案につきまして、審議が終了いたしました。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

続きまして、事務局から報告事項をお願いいたします。

———（事務局長報告）———

◎報告事項の説明

○事務局長 報告事項について、申し上げます。

それでは、議案の14ページをお願いいたします。

農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。

専用住宅用地としようとするもの1件、1筆、障害者グループホーム用地としようとするもの1件、1筆、戸建て専用住宅用地としようとするもの1件、1筆でござ

ございます。

次に、議案の15ページをお願いいたします。

農地法第5条第1項第7号の規定による届出についてでございます。

専用住宅用地としようとするもの4件、6筆でございます。

次に、16ページをお願いいたします。

地目変更登記に係る法務局からの照会についてでございます。

宅地として地目変更申請のあったもの、3件、3筆、山林として地目変更申請のあったもの、1件、1筆でございます。

次に、17ページをお願いいたします。

利用権の中途解約に係る通知書についてでございます。

利用権設定期間存続中でございますが、地主、借主、双方の合意の基、解約をしたもの、3件、15筆でございます。

次に、18ページをお願いいたします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出書についてでございます。

相続による届出、5件、31筆でございます。

次に、19ページをお願いいたします。

農地法施行規則第29条第13項に関する農地法制限除外の届出書についてでございます。

携帯電話の基地局による届出、1件、1筆でございます。

次に、20ページをお願いいたします。

軽微な農地改良の届出書についてでございます。

水田に客土を施したもの、1件、1筆でございます。

報告事項につきましては、以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

以上をもちまして、令和2年度第13回農業委員会総会を閉会いたします。

=== 会 議 終 結 ===